

浦野家通信



10月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第49号
発行人：所員一同

朝夕は冷える季節になりましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスだけでなくインフルエンザにも十分お気を付けてお過ごしください。



! 感染予防対策を継続させていただきます。**!**

申し訳ございませんが、引き続き訪問を控えさせて頂こうと検討しております。
来所もなるべく控えていただき、可能な場合は郵送やメール、お電話での対応をお願いしております。
対面での対応が必要な場合はマスク着用のままご対応となりますがご容赦ください。

感染拡大の第2波が終息するよう対策していきますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

浦野会計事務所ではチャットワークを導入しており、現在の連絡手段「メール」から「**チャットワーク**」への移行を推奨しております。
チャット形式なので過去のやり取りが見やすく、「Zoom」にも対応しており、今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。
個別にもご提案させていただきますが、すぐに導入してみたいという方は一度ご連絡ください。

ご検討よろしくお願いたします。

今月の一冊
ちょっと今から仕事やめてくる



ブラック企業にこき使われて心身共に衰弱した隆は、無意識に線路に飛び込もうとしたところを「ヤマモト」と名乗る男に助けられた。
同級生を自称する彼に心を開き、何かと助けてもらう隆だが、本物の同級生は海外滞在中ということがわかる。
なぜ赤の他人をここまで気にかけてくれるのか？ 気になった隆は、彼の名前で個人情報をネット検索するが、出てきたのは、三年前に激務で鬱になり自殺した男のニュースだった——
スカッとできて最後は泣ける“すべての働く人たちに贈る、人生応援ストーリー”

今月の税務



10月12日（月）

・9月分源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

11月2日（月）

・8月決算法人の申告と納税

・2月決算法人の中間申告と納税

・2月5月11月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告

・9月分社会保険料の納付

固定資産税の減免特例について

① 固定資産の減免特例制度について

この特例は、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から同年10月までの間の連続する3か月間の売上高が、対前年同期比で50%以上減少した場合は、令和3年度課税分の固定資産税に限って「全額免除」、30%以上50%未満減少した場合には、「2分の1」に減免されるというものです。しかしながら、固定資産税の課税対象となる土地、家屋、償却資産全てが対象とはならず、本特例の対象資産は、その内の、事業用家屋（棚卸資産は対象外）及び償却資産に係る部分に限定されております。業種については性風俗関連特殊営業を除いてどんな業種でも対象となります。

② 適用を受けるための手続

(ア)本特例の適用を受けるためには、中小事業者等は、先ず税理士や公認会計士などの認定支援機関等に次に掲げる事項につき確認依頼をし、その確認に基づき対象資産の所在地の市町村が定める申告書を作成してもらうことが必要となる

- ・中小事業者等に該当する事業者であること（※）
- ・売上の減少の要件を満たしていること
- ・個人事業者で特例対象家屋が、自宅兼事業用である場合には居住用・事業用割合の確認

上記(ア)で作成した申告書に収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写し等）、特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書の写しなど)等の書類を添付して令和3年1月中に市町村に提出する。（市町村への提出の受け付けは令和3年1月からが予定されております。）

③ 中小事業者等の範囲

資本金の額が1億円以下の法人のうち、次に掲げる法人以外の法人及び常時使用する従業員が1,000人以下である個人事業者

- ・その発行済株式（自己株式を除く、以下において同じ）の総数の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ・その発行済株式の総数の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人

※大規模法人とは、次に掲げる法人をいう。

- ・資本金の額が1億円を超える法人
- ・大法人（資本金の額が5億円以上である法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

今月のおすすめ

皆さんは、喫茶店によく行かれるでしょうか。

名古屋発祥のコメダ珈琲店は、1968年に個人経営の喫茶店としてオープンしましたが、1970年にはフランチャイズ展開し、2016年には東京証券取引所の1部上場しました。現在では、全国47都道府県に出店し、上海や台湾にも店舗をオープンしているようです。

コメダ珈琲店といえば、シロノワールというデザートが有名ですが、カツパンやエビカツパンもお勧めです。

エビカツパンのエビカツが揚げたてでサクサクしていて、サンドのパンがフワフワでとても美味しかったです。

メニューの写真よりもパンもエビカツも大きくボリュームがありましたよ。

エビカツパンは、コメダ珈琲店の人気商品とのことです。

厚生年金保険 上限等級の引き上げについて

厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。厚生年金の保険料率は、年金制度改革に基づき平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成29年9月を最後に引上げが終了し、厚生年金保険料率は18.3%で固定されています。上限等級が引き上げられるのは平成12年10月以来20年ぶりです。

下記の表に該当される方は11月の頭に引き落とされる保険料が変更となりますのでご注意ください。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円